

三重県地域医療支援センター
キャリア形成プログラム

令和8年度版

令和7年12月改訂

三重県地域医療支援センター

目 次

- はじめに
 - 1 策定趣旨
 - 2 適用対象者
 - 3 プログラム期間等
 - 4 勤務する医療機関等
 - 5 医師少数区域等での勤務
 - 6 コースの選択
 - 7 勤務計画について
 - 8 勤務計画の提出
 - 9 キャリア形成プログラムの中断
 - 10 大学講座への所属
 - 11 学位の取得
 - 12 適用対象者の身分等
 - 13 管理・運営体制
 - 14 保健所等の勤務における取扱い
 - 15 三重県地域医療支援センターキャリア形成卒前支援プランの適用について
 - 16 相談・問い合わせ
-
- ◇別 冊 専門研修プログラム別ローテーションモデル（例）
 - ◇別紙1 知事が認める医療機関等一覧
 - ◇別紙2 医師少数区域等での勤務対象の医療機関等
 - ◇別紙3 キャリア形成プログラムに基づく勤務計画書（様式）

■ はじめに

三重県は、人口 10 万人あたり医師数が全国平均を下回っており、医師の確保が課題となっています。このため、医学部における地域枠の設定や医師修学資金貸与制度など医師確保対策を総合的に進めてきた結果、県内医療機関で勤務する医師数は、着実に増えてきましたが、医師の偏在解消には至っていません。

県では、平成 30 年 7 月の医療法改正を受けて、地域における医療提供体制の整備を図るため、平成 31 年 2 月に、県内の医療関係者等による「三重県地域医療対策協議会」を設置しました。また、令和元年度に「三重県医師確保計画」、令和 5 年度には「第 8 次（前期）三重県医師確保計画」を策定し、医師の地域偏在等の解消に向けた取組を進めています。

このような動きに合わせ、三重県地域医療支援センターでは、平成 25 年に策定した「三重専門医研修プログラム」を新たに「三重県地域医療支援センターキャリア形成プログラム」として改訂しました。

今後、三重県医師修学資金貸与制度や医学部の地域枠制度の拡充により、多くの若手医師が県内での勤務を行います。三重県地域医療支援センターは、キャリア形成プログラムに基づき、若手医師が、キャリア形成に不安を持つことなく、地域の医療機関や中核病院等をローテーションしながら専門医を取得できるようなキャリア形成支援と、地域貢献の両立が図れるよう、三重県の地域医療を担う皆さんを支援してまいります。

■ 1 策定趣旨

医療法第30条の25第1項第5号の規定に基づき、三重県医師修学資金（以下、「修学資金」という。）の貸与を受けた医師や地域枠制度により医学部に入学し卒業した医師等について、円滑な地域貢献と医師の能力開発・向上を両立させるため、三重県地域医療支援センター（以下、「支援センター」という。）において、キャリア形成プログラムを策定します。

■ 2 適用対象者

このキャリア形成プログラムは、次に掲げる医師に対し適用します。

（令和3年度に卒後3年目になる医師から適用）

（1）三重大学医学部を次の選抜区分により入学し、三重県医師修学資金の貸与を受けた医師

- ① 地域枠A
- ② 地域枠B
- ③ 地域医療枠

（2）三重県医師修学資金の貸与を受けた医師（（1）の者を除く。）※

（※）9年間コース選択者

（3）自治医科大学医学部を卒業した医師（令和元年度入学者から適用）

（4）その他、本キャリア形成プログラムの適用を希望する医師

■ 3 プログラム期間等

キャリア形成プログラムは、卒後9年間のキャリア形成を定めたもので、このうち、卒後3年目以降に医師少数区域等での地域貢献を行います。

キャリア形成プログラム（9年間）		
臨床研修 （2年間）	後述のコースに基づき県内の医療機関等で勤務※1 （7年間）	
県内の基幹型 臨床研修病院 で研修	【医師少数区域等での勤務期間】	
	（1）①地域枠A	1年以上
	②地域枠B	2年以上（原則、推薦地域で勤務）
	③地域医療枠	1年以上
	（2）修学資金貸与者 （地域枠以外）	1年以上※2（指定する診療科（内科、外科、救急科 又は総合診療科）のいずれかで勤務）
	（3）自治医大	別途定めます。
	（4）その他	1年以上※2
	※1 地域枠Bは、指定する診療科（内科、外科、救急科又は総合診療科）の医師として勤務します。（推薦地域での勤務において、選択した診療科の指導医がいない場合は、指導医がいる診療科で勤務します。）	
	※2 保健所等における勤務の取扱いについては、■14を参照。	

■ 4 勤務する医療機関等

勤務対象の医療機関等は、別紙1『知事が認める医療機関一覧』及び別冊『キャリア形成プログラム専門研修プログラム別ローテーションモデル(例)』で定められた三重県内の研修先医療機関群とします。

■ 5 医師少数区域等での勤務

(1) 勤務の取扱い

医師少数区域等での勤務対象の医療機関等は、別紙2とし、**常勤での勤務を原則**とします。

別冊モデル例においては、非常勤勤務での地域貢献のみのモデルとなっているプログラムがあります。そのようなプログラムを専攻する際には、専門研修初期の段階で、医師少数区域等において、一定期間、内科、総合診療科などにおいて、常勤の勤務を行うことを求めます(別冊P23およびP24 リハビリテーション科のモデル例を参照)。

なお、地域・診療科の特性や家庭の事情等により常勤の勤務が難しい場合は、非常勤での勤務を、地域医療対策協議会で協議、決定します。

(2) 勤務先の選定について

医師少数区域等の勤務先の選定については、医師少数区域を最優先とし、次いで医師少数スポット(地域枠B 推薦地域)、医師少数スポット(その他の地域)の順に調整を行うものとします(別紙2参照)。

地域枠B 医師については、推薦地域を最優先するものとします。

(3) 非常勤勤務の考え方

地域医療対策協議会の協議の結果、非常勤勤務による地域貢献を認めることとなった場合は、週1回の勤務を4年行うことで、常勤1年とみなします。週2回の場合は、常勤2年とみなします。

なお、1回とは、日勤、夜間当直、日直のことをいいます。

保健所等で勤務する場合は、常勤のみとなります(詳細は■14を参照)。

■6 コースの選択

○ 原則として専門医の資格の取得を目指して、次の4コースのいずれかを選択します。

A:三重大学医学部附属病院専門研修コース

- ・三重大学医学部附属病院及び関連施設で研修を行い、専門医を目指すコース。
- ・19領域の中から専門研修プログラムを選択。
- ・三重大学医学部の地域枠A・B・地域医療枠の医師は、原則として本コースを選択するものとします。

B:三重県内基幹病院専門研修コース

- ・三重県内の基幹病院及び関連施設で研修を行い、専門医を目指すコース。
- ・6病院12専門研修プログラムの中から選択。

C:三重県公衆衛生コース

- ・三重県内の保健所等で研修を行い、社会医学系専門医を目指すコース。

D:三重県へき地医療支援コース

- ・自治医科大学卒業生を対象としたコース。

○ 規模別・地域別等の種別に応じて以下のような医療機関群を設定し、種々の医療機関等で勤務するものとします。

- 1群：専門研修プログラムの基幹施設
- 2群：地域の中核病院等
- 3群：医師少数区域等の医療機関等

※各専門研修プログラム別のローテーションモデル（例）は別冊を参照。

■7 勤務計画について

適用対象者が翌年度に勤務する医療機関等は、支援センターにおいて次の手順で調整します。

- (1) 適用対象者及び専門研修プログラム責任者と、勤務先・勤務期間を検討
 - *一つの医療機関での勤務期間は常勤で3か月以上を原則とします。また、保健所等については、常勤で1年以上とします。
 - *医師少数地域等の勤務については、県が実施する医師需要調査等を踏まえて勤務先を検討。
- (2) 適用対象者全体の翌年度の勤務計画案を策定
- (3) 医師派遣検討部会及び三重県地域医療対策協議会で協議
- (4) 協議が整った内容について、個人情報の保護を図った上で、医療機関等で勤務する人数等を公表

なお、医師少数区域等における非常勤勤務にあたっては、これを医師少数区域等の勤務期間（■3参照）とみなすかどうかについて、地域医療対策協議会で協議が必要となります。

■8 勤務計画の提出

適用対象者は、3のプログラム期間における勤務が終了するまで、年1回、指定日までにプログラム期間の勤務計画を支援センターに提出してください。（別紙3の様式）

■9 キャリア形成プログラムの中断

次の事由によりキャリア形成プログラムを履行できない期間がある場合は、プログラムの中断を願い出すことができます。

なお、中断に当たっては、事前に三重県医師修学資金貸与制度の規定に基づく手続きや、専門研修プログラム責任者との協議、大学との協議（地域枠制度により医学部に入学し卒業した医師）が必要です。

- (1) 疾病、災害、育児等*による休職、休業等
 - *産前産後休業については勤務期間とみなし、育児休業については中断とみなします。
- (2) 専門知識の習得を目的とする県外研修、留学等（原則2年以内で知事が認めた場合）

■10 大学講座への所属

- (1) 大学講座への所属については、特に制限はありません。
- (2) 勤務先医療機関等の選定に当たっては、プログラム適用対象者が所属する大学講座の系列病院に限定するものではありません。

■11 学位の取得

大学院への進学（学位の取得）については、可能とします。

なお、キャリア形成プログラムでは、1年間に200日以上臨床医又は公衆衛生医としての勤務が必要です。

（上記日数に満たない見込みのあるときは、9のキャリア形成プログラムの中断手続きが必要です）

■12 適用対象者の身分等

(1) 雇用契約は、プログラム適用対象者と勤務先医療機関等との間で調整するものとします。

(2) 勤務先医療機関等の就業規則等に基づき勤務します。

■13 管理・運営体制

(1) キャリア形成プログラムは、支援センターが作成・改訂し、毎年度見直しを行います。

(2) 適用対象者に関する研修先、勤務先等の情報は、支援センターにおいて一元的に管理します。

(3) 支援センターは、専門研修プログラムを受ける適用対象者について、適宜、専門研修プログラム責任者との情報共有を図ります。

■14 保健所等の勤務における取扱い

令和5年度から、キャリア形成プログラムにおいて勤務することのできる医療機関に、保健所等の公衆衛生行政を所管する機関を追加するとともに、専門研修プログラム別ローテーションモデル（例）に『[Cコース] 三重県公衆衛生コース』を策定しました。

保健所等において勤務する場合の取扱いは次のとおりです。

※自治医科大学医学部を卒業した医師については別途定めます。

(1) 保健所等

保健所等とは次の機関を指します。

- ① 県の8保健所（桑名保健所、鈴鹿保健所、津保健所、松阪保健所、伊勢保健所、伊賀保健所、尾鷲保健所、熊野保健所）
- ② 四日市市保健所
- ③ 三重県医療保健部

(2) 対象者

保健所等において勤務することのできる対象者は次のとおりです。

- ① 三重大学地域枠A
- ② 三重大学地域医療枠
- ③ 三重県医師修学資金の貸与を受けた医師（①②の者を除く）
- ④ その他、キャリア形成プログラムの適用を希望する医師

※ 三重大学地域枠Bは対象外となります。

(3) 保健所等における勤務の取扱い

保健所等における勤務は常勤とし、[Cコース] 三重県公衆衛生コース選択者の保健所等における勤務期間は、臨床研修修了後の医師3年目から9年目までの7年間とします。(専門研修プログラム別ローテーションモデル(例)を参照)

なお、三重大学地域枠以外の医師((2)③④該当者)が、保健所等において常勤で1年以上勤務した場合、医師少数区域等における1年以上の義務勤務は免除します。

(4) 他のコース選択者が保健所等において勤務を行う場合の取扱い

既に、[Cコース] 三重県公衆衛生コース以外のコース選択を行っている医師についても、プログラム期間中に、公衆衛生医師の経験を積むことを目的として、保健所等で勤務することができます。(但し、常勤で1年以上とする)。

なお、三重大学地域枠以外の者((2)③④該当者)が、保健所等において常勤で1年以上勤務した場合、医師少数区域等における1年以上の義務勤務は免除します。

※ 保健所等の勤務をご希望の場合は、あらかじめ三重県医療人材課までお問い合わせください。

■ 15 三重県地域医療支援センターキャリア形成卒前支援プランの適用について

三重県医師修学資金の貸与を受けた地域枠等の学生や自治医科大学の学生に対して、地域医療や将来の職業選択に対する意識の涵養を図り、対象学生が学生の期間を通じて、地域医療に貢献するキャリアを描けるように支援することを目的として、「三重県地域医療支援センターキャリア形成卒前支援プラン」を策定しました。

(1) 対象者

キャリア形成卒前支援プランの対象者は、次に掲げる者を対象とします。

- ①地域枠で入学した学生(地域枠A、地域枠B、三重県地域医療枠)(※)
- ②自治医科大学の学生
- ③その他キャリア形成プログラムの適用について同意した学生

※キャリア形成卒前支援プランの適用については、令和5年度以降に入学した者から適用されます。

なお、令和5年度以前の入学者についても参加することが可能です。

(2) 対象期間

本プランの対象期間は、入学時又は当該プランへの適用の同意を得た時から卒業までとします。

(3) 卒前支援プロジェクト

本プランでは、大学や医療機関等と連携し、地域医療に関する実習や講義の開催等、将来地域医療に従事する意識の向上に資するため、大学ごとに「卒前支援プロジェクト」を設定しています。対象者は、対象となる卒前支援プロジェクトに参加することとし、参加区分が必須の卒前支援プロジェクトについては、必ず参加してください。

- ※ キャリア形成卒前支援プランについては、三重県ホームページで公開しています。
内容の詳細については下記を参照してください。

『令和8年度版 三重県地域医療支援センターキャリア形成卒前支援プラン』
<https://www.pref.mie.lg.jp/IRYOKAI/HP/m0346100090.htm>

■16 相談・問い合わせ

本プログラムに関する相談対応については、三重県地域医療支援センターにおいて行います。

三重県地域医療支援センター

◇三重県医療人材課

電話：059-224-2326 FAX：059-224-2340
Eメール：iryokai@pref.mie.lg.jp

◇三重大学医学部附属病院 臨床研修・キャリア支援部 地域医療支援センター

(三重大学医学部附属病院内)

電話：059-231-5529 FAX：059-231-5114
Eメール：iryousien@med.mie-u.ac.jp

知事が認める医療機関一覧

別紙1

令和7年12月改訂

*印は、医師少数区域および医師少数スポット内の医療機関

① 救急病院等

ア 救急告示病院(53)

1	桑名市総合医療センター	桑名市寿町3丁目11番地
2	青木記念病院	桑名市中央町5丁目7
3	ヨナハ丘の上病院	桑名市さくらの丘1番地
4	もりえい病院	桑名市内堀28番地1
*	三重県厚生連 三重北医療センターいなべ総合病院	いなべ市北勢町阿下喜771
6	医療法人 桑名病院	桑名市京橋町30
*	7 日下病院	いなべ市北勢町阿下喜680
8	三重県立総合医療センター	四日市市日永5450番地132
9	市立四日市病院	四日市市芝田2丁目2番37号
10	四日市羽津医療センター	四日市市羽津山町10-8
*	11 三重県厚生連 三重北医療センター-孤野厚生病院	三重郡孤野町大字福村75番地
12	小山田記念温泉病院	四日市市山田町5538番地の1
13	医療法人 富田浜病院	四日市市富田浜町26-14
14	医療法人社団 山中胃腸科病院	四日市市小古曾3丁目5番33号
15	主体会病院	四日市市城北町8-1
16	四日市消化器病センター	四日市市下海老高松185番3
17	医療法人尚豊会 みたき総合病院	四日市市生桑町菰池458-1
18	三重県厚生連 鈴鹿中央総合病院	鈴鹿市安塚町山之花1275-53
19	鈴鹿回生病院	鈴鹿市国府町字保子里112番地の1
*	20 亀山市立医療センター	亀山市亀田町466-1
21	高木病院	鈴鹿市高岡町550番地
22	医療法人誠仁会 塩川病院	鈴鹿市平田1-3-7
23	村瀬病院	鈴鹿市神戸3-12-10
24	国立大学法人 三重大学医学部附属病院	津市江戸橋2-174
25	武内病院	津市一色町215番地1
26	医療法人 永井病院	津市西丸之内29-29
27	遠山病院	津市新南町17-22
28	医療法人 吉田クリニック	津市栗真中山町下沢79-5
29	岩崎病院	津市一身町333番地
30	大門病院	津市大門1番3号
31	津生協病院	津市船頭町1721
32	独立行政法人国立病院機構 三重中央医療センター	津市久居明神町2158-5
33	榊原温泉病院	津市榊原町1033-4
34	若葉病院	津市南中央28番13号
*	35 三重県立一志病院	津市白山町南家城616
*	36 伊賀市立上野総合市民病院	伊賀市四十九町831
*	37 社会医療法人畿内会 岡波総合病院	伊賀市上之庄2711番地1
*	38 名張市立病院	名張市百合が丘西1番町178番地
39	松阪市民病院	松阪市殿町1550番地
40	三重県厚生連 松阪中央総合病院	松阪市川井町字小望102
41	恩賜財団済生会 松阪総合病院	松阪市朝日町一区15番地の6
*	42 三重県厚生連 大台厚生病院	多気郡大台町上三瀬663-2
43	医療法人 三重ハートセンター	多気郡明和町大字大淀2227番地1
44	伊勢赤十字病院	伊勢市船江1丁目471番2
45	市立伊勢総合病院	伊勢市桶部町3038
*	46 三重県立志摩病院	志摩市阿児町鶴方1257
47	医療法人 全心会 伊勢ひかり病院	伊勢市御園町高向810-1
*	48 町立南伊勢病院	度会郡南伊勢町船越2545
*	49 国民健康保険志摩市民病院	志摩市大王町波切1941-1
50	伊勢田中病院	伊勢市大世古4丁目6番47号
*	51 尾鷲総合病院	尾鷲市上野町5番25号
* 52	長島回生病院	北牟婁郡紀北町東長島2番地
* 53	紀南病院	南牟婁郡御浜町阿田和4750

イ 小児救急医療拠点病院及び精神科救急医療施設

◆ 小児救急医療拠点病院(1)

1	独立行政法人国立病院機構 三重病院	津市大里窪田町357
---	-------------------	------------

◆ 精神科救急医療施設(14)

*	1 北勢病院	いなべ市北勢町麻生田1525
2	医療法人社団橋本 多度あやめ病院	桑名市多度町袖井1702
*	3 大仲さつき病院	員弁郡東員町穴太2000
4	総合心療センターひなが	四日市市大字日永5039番地
5	水沢病院	四日市市水沢町638番地の3
6	三重県厚生連 鈴鹿厚生病院	鈴鹿市岸岡町589-2
7	鈴鹿さくら病院	鈴鹿市中富田町中谷518番地
8	三重県立こころの医療センター	津市城山1丁目12-1
9	独立行政法人国立病院機構榊原病院	津市榊原町777
10	医療法人 久居病院	津市戸木町5043
*	11 一般財団法人 信真山病院分院上野病院	伊賀市四十九町2888
12	南勢病院	松阪市山室町2275
13	松阪厚生病院	松阪市久保町1927-2
*	14 医療法人紀南会 熊野病院	熊野市久生屋町868

② へき地医療機関等

ア へき地医療拠点病院及びへき地診療所

◆ へき地医療拠点病院(10)

1	三重県立総合医療センター	四日市市日永5450番地132
*	2 三重県立志摩病院	志摩市阿児町鶴方1257
*	3 紀南病院	南牟婁郡御浜町阿田和4750
*	4 尾鷲総合病院	尾鷲市上野町5番25号
5	伊勢赤十字病院	伊勢市船江1丁目471番2
6	独立行政法人国立病院機構 三重病院	津市大里窪田町357
7	恩賜財団済生会 松阪総合病院	松阪市朝日町一区15番地の6
8	松阪市民病院	松阪市殿町1550番地
*	9 三重県立一志病院	津市白山町南家城616
10	三重県厚生連 松阪中央総合病院	松阪市川井町字小望102

◆ へき地診療所(28)

*	1 津市家庭医療クリニック	津市美杉町奥津929
*	2 洗心福祉会美杉クリニック	津市美杉町下之川5299番地1
*	3 阿波診療所	伊賀市猿野1339番地の1
*	4 森診療所	松阪市飯高町森1410
*	5 波瀬診療所	松阪市飯高町波瀬148
*	6 報徳診療所	多気郡大台町江馬127
*	7 大杉谷診療所	多気郡大台町久豆266-1
*	8 長岡診療所	鳥羽市相差町1028-1
*	9 桃取診療所	鳥羽市桃取町219
*	10 菅島診療所	鳥羽市菅島町46
*	11 神島診療所	鳥羽市神島町85-2
*	12 鏡浦診療所	鳥羽市浦村町1373
*	13 鏡浦診療所石鏡分室	鳥羽市石鏡町341-6
*	14 鏡浦診療所今浦分室	鳥羽市浦村町244-4
*	15 坂田曾診療所	度会郡南伊勢町坂田曾浦3813
*	16 坂手診療所	鳥羽市坂手町178
*	17 阿曾浦診療所	度会郡南伊勢町阿曾浦73
*	18 古和浦へき地診療所	度会郡南伊勢町古和浦93-1
*	19 南島メディカルセンター	度会郡南伊勢町榑柄浦1-1
*	20 九鬼脳神経クリニック	尾鷲市九鬼町1080-1
*	21 五郷診療所	熊野市五郷町寺谷1065-4
*	22 神川へき地診療所	熊野市神川町神上869
*	23 育生へき地出張診療所	熊野市育生町長井362-2
*	24 紀和診療所	熊野市紀和町板屋81
*	25 上川診療所	熊野市紀和町和気709
*	26 楊枝出張診療所	熊野市紀和町楊枝295
*	27 尾呂志診療所	南牟婁郡御浜町上野70-1
*	28 相野谷診療所	南牟婁郡紀宝町井内123-19

イ 過疎地域等の公立医療機関(7)

*	1 西山診療所	熊野市紀和町長尾1335
*	2 荒坂診療所	熊野市二木島町349
*	3 宮前診療所	松阪市飯高町宮前1104
*	4 竹原診療所	津市美杉町竹原2777
*	5 飯南眼科クリニック	松阪市飯南町粥見3910-1
*	6 町立南伊勢病院	度会郡南伊勢町船越2545
*	7 小船診療所	熊野市紀和町小船214-2

③ 前記①、②の医療機関に準ずるものとして知事が認めるもの(10)

1	三重県医療保健部	津市広明町13
2	桑名保健所	桑名市中央町5丁目71
3	四日市市保健所	四日市市諏訪町2番2号
4	鈴鹿保健所	鈴鹿市西条5-117
5	津保健所	津市桜橋3-446-34
6	松阪保健所	松阪市高町138
7	伊勢保健所	伊勢市勢田町628-2
*	8 伊賀保健所	伊賀市四十九町2802
*	9 尾鷲保健所	尾鷲市坂場西町1番1号
*	10 熊野保健所	熊野市井戸町383

【医師少数区域・医師少数スポットに該当する市町・地域】

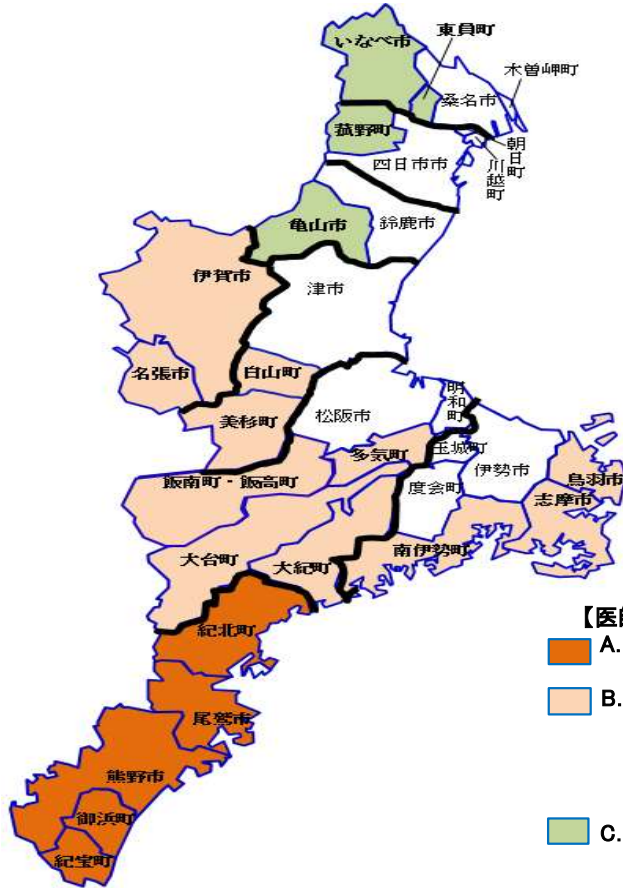
- A. 医師少数区域
尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町
- B. 医師少数スポット(地域枠B推薦地域)
津市(白山町※・美杉町に限る)、伊賀市、名張市、松阪市(飯南町、飯高町に限る)、多気町、大台町、大紀町、鳥羽市、志摩市、南伊勢町
※入学者時は地域枠B推薦地域でない
- C. 医師少数スポット(その他の地域)
いなべ市、東員町、孤野町、亀山市
一貫中、*印の医療機関が上記の対象医療機関です。

◎勤務対象となる医療機関について
キャリア形成プログラム適用者(9年間コース)が勤務する県内医療機関等は、本表に掲げる 医療機関のほか、別冊「キャリア形成プログラム専門研修プログラム別ローテーションモデル(例)」の医療機関で定められた三重県内の研修先医療機関等も対象となります。

医師少数区域等での勤務対象の医療機関等

別紙2

令和7年12月改訂



【医師少数区域・医師少数スポットに該当する市町・地域】

- A. 医師少数区域**
尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町
- B. 医師少数スポット(地域枠B推薦地域)**
津市(白山町※・美杉町に限る)、伊賀市、名張市、松阪市(飯南町、飯高町に限る)、多気町、大台町、大紀町、鳥羽市、志摩市、南伊勢町
※入学時は地域枠B推薦地域でない
- C. 医師少数スポット(その他の地域)**
いなべ市、東員町、菟野町、亀山市

① 救急病院等

ア 救急告示病院(15)

C	1	三重県厚生連 三重北医療センターいなべ総合病院	いなべ市北勢町阿下喜771
C	2	日下病院	いなべ市北勢町阿下喜680
C	3	三重県厚生連 三重北医療センター菟野厚生病院	三重郡菟野町大字福村75番地
C	4	亀山市立医療センター	亀山市亀田町466-1
B	5	三重県立一志病院	津市白山町南家城616
B	6	伊賀市立上野総合市民病院	伊賀市四十九町831
B	7	社会医療法人畿内会 岡波総合病院	伊賀市上之庄2711番地1
B	8	名張市立病院	名張市百合が丘西1番町178番地
B	9	三重県厚生連 大台厚生病院	多気郡大台町上三瀬663-2
B	10	三重県立志摩病院	志摩市阿児町鶴方1257
B	11	町立南伊勢病院	度会郡南伊勢町船越2545
B	12	国民健康保険志摩市民病院	志摩市大王町波切1941-1
A	13	尾鷲総合病院	尾鷲市上野町5番25号
A	14	長島回生病院	北牟婁郡紀北町東長島2番地
A	15	紀南病院	南牟婁郡御浜町阿田和4750

イ 精神科救急医療施設(4)

C	1	北勢病院	いなべ市北勢町麻生田1525
C	2	大仲さつき病院	員弁郡東員町穴太2000
B	3	一般財団法人 信貴山病院分院上野病院	伊賀市四十九町2888
A	4	医療法人紀南会 熊野病院	熊野市久生屋町868

③ 前記①、②の医療機関に準ずるものとして知事が認めるもの(5)

B	1	伊賀保健所	伊賀市四十九町2802
A	2	尾鷲保健所	尾鷲市坂場西町1番1号
A	3	熊野保健所	熊野市井戸町383
C	4	あさけ診療所	三重郡菟野町杉谷1573
B	5	森川病院	伊賀市上野忍町2516-7

※Aは医師少数区域、Bは医師少数スポット(地域枠B推薦地域)、Cは医師少数スポット(その他の地域)の医療機関

② へき地医療機関等

ア へき地医療拠点病院及びへき地診療所

◆ へき地医療拠点病院(4)

B	1	三重県立志摩病院	志摩市阿児町鶴方1257
A	2	紀南病院	南牟婁郡御浜町阿田和4750
A	3	尾鷲総合病院	尾鷲市上野町5番25号
C	4	三重県立一志病院	津市白山町南家城616

◆ へき地診療所(28)

B	1	津市家庭医療クリニック	津市美杉町奥津929
B	2	洗心福祉会美杉クリニック	津市美杉町下之川5299番地1
B	3	阿波診療所	伊賀市猿野1339番地の1
B	4	森診療所	松阪市飯高町森1410
B	5	波瀬診療所	松阪市飯高町波瀬148
B	6	報徳診療所	多気郡大台町江馬127
B	7	大杉谷診療所	多気郡大台町久豆266-1
B	8	長岡診療所	鳥羽市相差町1028-1
B	9	桃取診療所	鳥羽市桃取町219
B	10	菅島診療所	鳥羽市菅島町46
B	11	神島診療所	鳥羽市神島町85-2
B	12	鏡浦診療所	鳥羽市浦村町1373
B	13	鏡浦診療所石鏡分室	鳥羽市石鏡町341-6
B	14	鏡浦診療所今浦分室	鳥羽市浦村町244-4
B	15	宿田診療所	度会郡南伊勢町田曾浦3813
B	16	坂手診療所	鳥羽市坂手町178
B	17	阿曾浦診療所	度会郡南伊勢町阿曾浦73
B	18	古和浦へき地診療所	度会郡南伊勢町古和浦93-1
B	19	南島メディカルセンター	度会郡南伊勢町槌柄浦1-1
A	20	九鬼脳神経クリニック	尾鷲市九鬼町1080-1
A	21	五郷診療所	熊野市五郷町寺谷1065-4
A	22	神川へき地診療所	熊野市神川町神上869
A	23	育生へき地出張診療所	熊野市育生町長井362-2
A	24	紀和診療所	熊野市紀和町板屋81
A	25	上川診療所	熊野市紀和町和気709
A	26	楊枝出張診療所	熊野市紀和町楊枝295
A	27	尾呂志診療所	南牟婁郡御浜町上野70-1
A	28	相野谷診療所	南牟婁郡紀宝町井内123-19

イ 過疎地域等の公立医療機関(7)

A	1	西山診療所	熊野市紀和町長尾1335
A	2	荒坂診療所	熊野市二木島町349
B	3	宮前診療所	松阪市飯高町宮前1104
B	4	竹原診療所	津市美杉町竹原2777
B	5	飯南眼科クリニック	松阪市飯南町粥見3910-1
B	6	町立南伊勢病院	度会郡南伊勢町船越2545
A	7	小船診療所	熊野市紀和町小船214-2

別紙 3

年 月 日

三重県地域医療支援センターキャリア形成プログラムに基づく勤務計画書

このことについて、下記のとおり届け出ます。

氏名（フリガナ）

住 所	
自宅電話番号	
携帯電話番号	
メールアドレス	
大学卒業年月	
臨床研修病院	
キャリア形成プログラムのコース	
専門研修プログラム	
大 学 講 座	所属 [名称：] / 未所属
勤務経歴（臨床研修病院は記入不要）	
年度	
年度	
年度	
年度	
年度	
年度	
年度	
今年度の勤務計画	
* 期間、施設名、常勤・非常勤（非常勤の場合は週何回か）等を記載	